

【用語】 緑野郡三波川之郷―多野郡鬼石町 地誌―地押し、田畑などの広狭を改め修正すること、方法は検地と同じ 改出―検地によって新たに高請け地にすること 墨付―文書の丁数のこと

【解説】 検地とは、村の田畑一筆ごとに面積を丈量して反別・耕作人などを査定することで、その台帳は検地帳・御縄打水帳・地誌帳などと呼ばれた。検地は領主が土地と村民を掌握するために実施したもので、これが基礎となって村々へ年貢が賦課された。上野国内では天正十八年（一五九〇）以降、沼田藩真田家や館林藩榊原家などの検地が知られているが、西上州の幕府領地域では、文禄から慶長期にかけて代官頭の大久保長安と伊奈忠次による永高^{えいだか}検地が実施された。

この文書は、伊奈忠次が慶長三年（一五九八）に行った検地の一つで、緑野郡三波川郷の地誌帳である。本文は、土地一筆ごとに名所（小字名）、地目（畑・屋敷の区別）、面積（貫文による上下二段に記載）、名請人（畑・屋敷の耕作者）の順に記載されているが、このうち面積が永高表示で上下二段に記載されている点に特徴がある。上段はこの検地以前の永高、下段は今回の検地での増加分であり、その合計が今回の検地高となっている。なお、名請人の欄に彦七^{ひこしち}ある（居）といった記載があるが、これは名請人の屋敷に居住して新屋敷を持つ者といわれている。また、初期の検地帳によくある地主（分付け主）と作人（分付け百姓）といった隷属関係を示す分付け記載は中略部分などに一部みられる。